

1. 議事日程

(平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会小委員会(総務常任委員会))

平成16年7月1日  
午前10時開議  
於本庁3階旧議場

開 会  
議 題

(1) 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算

閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(13名)

委員	大 前 直 行	委員	岡 原 雪 夫
委員	川 崎 三千春	委員	桑 岡 達 夫
委員	崎 岡 典 男	委員	杉 原 洋
委員	富 田 義 弘	委員	長 岡 公次郎
委員	中 間 末 雄	委員	平 林 克 昌
委員	深 井 達 雄	委員	山 崎 宅 将
委員	山 本 優		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(21名)

市 長	児 玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
参 事	小 野 豊	総 務 部 長	新 川 文 雄
総 務 課 長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壮
管 財 課 長	西 本 博 昭	収 入 役	藤 川 幸 典
会 計 課 長	立 田 昭 男	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 宏 良
消 防 長	村 上 紘	消 防 署 長	竹 川 信 明
消 防 総 務 課 長	児 玉 寿 徳	防 災 課 長	森 田 耕 司
第 2 警 防 課 長	広 政 康 洋	第 1 通 信 司 令 室 長	谷 口 清 昭
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向 原 支 所 長	益 田 博 志		

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事 務 局 長 増 本 義 宣 次 長 兼 総 務 係 長 光 下 正 則

議事調査係長 児玉竹丸  
書 記 倉田英治

書

記 新谷洋子

~~~~~  
午前10時00分 開会

桑岡委員長 おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から総務常任委員会予算審査特別委員会を開会をいたします。

皆様方には、連日大変ご苦勞でございます。今日、我々に課せられました総務委員会の予算を慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは会議に移ります。

ただいまの出席委員は、12名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査小委員会として、総務常任委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事に入ります。

予算審査特別委員会から審査委託を受けました、議案37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、総務常任委員会の所管の予算審査の件を議題といたします。

まず、総務部所管の予算の説明を求めます。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長 新川総務部長

新川総務部長 おはようございます。それでは総務部に所管しております平成16年度の一般会計予算に伴います総務部の中には、総務課、財政課、管財課、3課の所管をさせていただいております。まず、皆様方の方に当初この資料をお渡しをさせていただいてあろうと思っておりますが、この資料に基づきまして平成16年度の予算の概要ということにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

本一般会計予算につきましては、旧6町いろいろですね、予算の編成の方法につきましては、方法論が全部違っていたんではなかろうかと思っております。そうした観点から安芸高田市3月1日スタート、また4月からのこうした本予算を編成させていただく基本の考え方でございますが、基本的に事業別予算の編成方針に基づきましてですね、本予算を編成をさせていただいております。旧町村の中にはですね、いろいろ節の中には例えば建設事業で申しますと、路線等もですね、記述したような予算書も見受けられます。そういうかたちの中は、説明というかたちの中で今回は、事業別予算ということで事業費を総括した予算ということでさせていただいておりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の資料に基づきまして、概要をですね、ご説明させていただきます。と思っております。

1ページ目をお開き願いたいんですが、一般会計予算におきましては257億7,400万円ということでございます。10の特別会計がございますが、これは所管の委員会のほうで、またご検討いただくようになるのではなかろうかと思っております。多少ちょっと説明をさせていただきたい

と思いますが、今回の予算につきましては、前年度予算というのは3月1日からの1ヵ月予算の対比ということで、それを比べても本予算の対比は大変難しいということがございますので、これの資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

そういう状況の中で、旧6町の平成15年度の当初予算で対比をさせていただいたとございます。いろいろ対比をさせていただきますと、伸び率といたしましては対7.0%の増をみさせていただきますとございます。そうは言いますが、平成15年度の当初予算におかれましては、合併の前年度ということで、いろいろ各町におかれましてはですね、投資事業等の事業費が非常に増大をしております。そういうことで非常に本当の対比になるかということとはわかりませんが、これは参考的にですね、見ていただきたいと思います。

2ページ目をお開き願いたいと思います。2ページ目を見ていただきますと、これは歳入の部で費目ごとに計上させていただいたとございます。一般財源に占めるかたちの中です、非常に市税等におかれてはですね、旧6町の15年度の当初予算に加えまして2億4,000万という減額という税をみさせていただきます。そういうところから非常にそうした計上ですね、一般財源の減少ということが大きく響いておるんではなからうかと思っております。

そこずっと項目がありますけれども、交付税等の伸び率におきまして、このことは福祉事務所を新設されたことによりまして、交付税等の算入ということもございますし、また今回の合併に伴いましてそういう交付税の特例ということもございますので、ある程度のことを見込みをさせていただいたとございます。

そうは言いますが、年々のそうした財政厳しい状況にはなるんではなからうかというように思います。

続きまして3ページでございます。3ページにおきましては、これは歳出の款別を整理したものでございます。議会費から予備費までございますけれども、そういう費目ごとの整理でございます。

次に4ページでございますが、性質別に報酬から予備費までの項目を各款ごとに整理をさせていただいたものでございます。

5ページにおきましては、一般会計、特別会計の報酬、それと公営企業の水道事業会計は除いておりますけれども、節による分類をさせていただいております。

次に6ページでございますが、平成16年度におきます安芸高田市の歳出予算の財源内訳でございます。充当財源をどのように歳出予算に対して充当しているかということでございます。

次に7ページからでございますが、一般会計の目的別の事業別予算、このことがですね、本予算編成をさせていただいております事業ごとの予算でございます。これを見ていただきますと全体的な各総務費から、全体の款の予算、主たる事業等はですね、この一覧表を見ていただきま

すと大体わかるのではなからうかと思ひます。

続きまして、先ほど皆さん方の方に1枚ものの円グラフを配布をさせていただいておろうと思ひますが、これは性質別にですね、一応通常の決算をするかたちの中ですね、分類をさせていただいたものでござひます。このことは16年度当初予算ということで対比をさせていただいておりますので、決算をさせていただきますと多少そういうものは違ってくると思ひますけれども、概要的なことは大体この表で見させていただきますとわかるようになるのではなからうかと思ひております。その中でも義務的経費に示す割合がですね、非常に多くあります。義務的経費と申しますのは人権費、扶助費、公債費という3つの項目があるわけですが、全体の257億7,400万に占める割合につきましては42.7%という、非常に高い構成比を持っております。また物件費、維持補修、補助費等に充当しております。それと投資的経費、円グラフを見させていただきますと投資的経費といひますのが普通建設事業費でござひますが、全体の予算に比べますと12.1%の割合を持たせていただいております。それと物件費、非常にそうした通常の管理経費等でございますけれども、12.3%。それと補助費等におきましては7.7%、維持補修費が0.7%であります。ちょうど市道等ですね、管理、また建物等の維持管理経費をそこにみております。それと繰出金というのが11.5%ござひますが、一般会計から特別会計に繰り出す予算でござひます。この特別会計に係ります事業が非常に上水道、下水道、簡易水道、そういう特別会計を設置させていただひとる関係で、事業を多くすれば多くするほどこの繰出金の増額がみられるのではなからうかと思ひております。

それと積立金につきましては、今回33億円の地域振興基金ということで積立をさせてもらっておりますので、これは非常に今年度はウェイトが高い12.8%という状況にならうかと思ひております。あとの貸付金等については0.2%という状況で、大体この円グラフ見させていただきますと、非常に義務的経費というもののですね、経費が多額を要しておるという状況を見ていただけるようにならうかと思ひます。その中でも公債費が年々増加の傾向をみておるわけでございますが、平成14年度ですね、旧町の公債費の状況をみさせていただきますと非常に高い率であります。全体の高田郡の県の公債費率を見させていただきますと16.7%という状況でござひます。

また起債の残高につきましてもですね、非常に各町村におかれましても非常に事業をですね、実施されとります。そういうことで積み立てた基金をですね、取り崩しをされて起債を充当されているんな角度で旧町村事業をされたんじゃないかと思ひます。分析をしてみますと非常に公債費の起債の借り上げ、また12年度からですね、一気に基金の取り壊しが出ておるようなところがござひます。このことは、確かに旧町村のですね、いろいろな皆さん方の施策の中で事業を実施されて起債等を発行された事業でござひますが、非常にこのことが合併しましても財政に圧迫

する一つの要因ではなかろうかと思えます。このことは逆に考えればですね、皆さん方旧町村の起債残高が増えておりますけども、ある程度のまちにおかれまます基盤の整備というものをですね、ある程度一定の成果は出ておるんじゃないかならうかなと思えます。そういう状況にある程度認識していただいて、今後のですね、事業の在り方というのも考えていかななくてはならないと思えます。

ちなみに地方債の残高がですね、どれだけ一市民に対する残高かということを実験的に申しますけども、基本的には特別会計とも併せまして481億円という数字をみております。一般会計が357億円でございます。そういう状況で特別会計併せて481億。旧吉田町が93億の残高です。概要的です。八千代町が45億、美土里町が62億、高宮町が93億、甲田町が68億、向原町が114億、旧衛生施設組合が3,000万円、広域連合が2億円、消防組合が4億円、合計大体481億円になるのではなかろうかと思っております。これを市民1人あたりのですね、旧町村の起債の残高に直しますと、旧吉田町が1市民あたり81万円でございます。八千代町が100万円、美土里町が180万円、高宮町が210万円、甲田町が120万円、向原町が一人あたり240万円という起債の1人あたりの残高になるかと思っております。

このことはいろいろですね、旧町村の中でも財政の方法論というのはあると思えますが、やはり中を分析してみますと過疎債とかですね、辺地債、そういう有利な起債でですね、ある程度事業をされているのが事実でございます。だから、いちがいにこの金額的に残高がどうかというのはありませんけども、そういうこと有利な起債をもってですね、事業をされたということは現実、中の分析みると出ている状況であります。これは当然交付税等で7割ないし8割の交付税で返ってくるということもございまして、ある程度の財源確保はできますけども、ただ、公債費に毎年公債費の財源をですね、確保しなくてはなりませんので、これはある程度15年度末まで起債されたものはですね、3年等の据置き期間がありますので3年後にはまた公債費がぐっと上がってくると思えます。据置き期間がございまして、そういう状況もあります。こうこうこうした今後特例債等の事業ということになれば、大体20年頃のピークがまた出てくるんじゃないかならうかなという予想も立っております。そういうある程度の義務的経費につきましてはですね、ある程度確かな数字をもちまして、今後の事業のですね、計画ということも樹立しなくてはなかろうかと思えます。

そういうことで、今回そういう全般的な大まかな予算であります。ご承知いただきますように、ある程度のそうした節減というのでも考えていかななくてはならないんじゃないかならうかと思っております。今の今回の予算の中で委託業務等が非常に多額であります。これについては1割、2割のカットをさせていただいております。また補助金等につきましてもですね、全一律の1割カットということで、させていただいております。

このことは旧町村の各種補助団体に対する補助金の額がバラバラであります。例えば老人クラブの助成金のひとつにいたしましてもですね、各町もそうした状況がございますのでこれはある程度一定期間の期間を要しないとですね、統一化できないというところもございますので、これは今回そうした2割ないし1割カットさせていただきとるのは、やはり職員がですね、その団体との財政分析をしながら交付をさせていただくというのを基本原則にさせていただきたいと思っております。やはり補助実績なり、前年度のですね、実績、そういうものをみて前期である程度実施調査し、後年度である程度交付するという基本原則に基づいてですね、今回につきましては委託業務と補助金につきましては、精査をするという観点でですね、そういう予算措置をさせていただいております。ある程度精査をして、どうしても必要な財源についてはそうした補正も必要になりますので、要は今まで旧町村がやられていた通りをある程度今回継承させていただいて、予算編成をさせていただいておりますが、ある程度精査を今後入っていかせていただきたいと、そういう状況の中で基本の予算の編成の中でさせていただいておりますので、皆様方のご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは総務部におきます総務課、財政課、管財課、各担当課長の方から予算の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

桑岡委員長  
高杉総務課長

高杉総務課長。

はい。総務課長です。まずお手元の予算書の中の39ページの歳出から説明をいたします。

2款1項総務管理費の1目の一般管理費でございますが、総務一般管理費の中には、行政嘱託員に対する報酬4,831万2,000円並びにシルバー等を通じての行政の文書の配布等が440万、そして支所並びに分庁舎の送付業務を行っておりますが、それに対する委託業務が290万、それと顧問弁護士を2名ほどお願いをしとるわけですが、それに係る経費が150万の経費を計上いたしております。それと特別職の人件費3名分4,909万2,000円で、一般職員人件費85名分11億9,497万5,000円でございます。それと合併記念事業といたしまして650万の計上をしております。これは安芸高田市が3月1日にスタートしまして、これを記念するひとつの行事を持たせていただくということで、日時も8月21日土曜日を予定しております。これの中には合併に係ります感謝状とか、総務大臣表彰をするとともに、これからのまちづくりということで記念講演等も予定をしております。これは吉田町にあります一心祭りに連動させて行うものでございます。

続きまして、行政改革等の推進費として100万円ほど計上しております。これは市長の施政方針等でも述べておられますように、行政改革は避けては通れないということで、その行政施策の一つの根本に係って参ります。簡素で効率的な行政運営をするためにはどうしても行政改革は

避けては通れませんから、それに関係する費用を組んでおります。

それと今度は43ページをお願いします。同じく総務管理費の中の9目の交通安全対策費でございます。924万5,000円でございます。これは基本的には交通安全対策協議会の補助金、交通安全運動推進隊の補助金等でございます。交通安全推進隊が171万、交通安全対策協議会の補助金が30万でございます。ちなみに、交通安全推進隊のメンバーは89名でございます。吉田分隊が15名、以下それぞれ八千代12名、美土里13名、高宮15名、甲田15名、向原19名でございます。10目の諸費でございますが2,529万5,000円、これの中には市税還付金は税務課の所掌でございますが1,500万。諸費としまして新庄学園に対する補助金を300万ほど計上させていただいております。防犯対策費としまして725万1,000円、これは防犯協会の負担金200万、防犯灯の設置補助が70万7,000円ほど予算を計上いたしております。

続きまして79ページをお願いいたします。9款の消防費、1項消防費の中の3目の消防施設費でございます。これは消防施設管理費として2,683万1,000円でございます。この主な内訳は消防車、消防格納庫の維持修繕でございます。これが638万円でございます。それと防災行政無線等に係る経費でございます。もう一つ消防施設整備費でございますが、これは8基防火水槽を整備をして参ります。これに係る経費を計上いたしております。

続きまして災害対策費でございますが516万円でございます。これは災害対策費として334万7,000円、これは先ほど防災会議を開きました、それに関わる経費、それと県の航空消防運営連絡協議会の負担金107万5,000円、県の防災ヘリコプター184万6,000円が主なものでございます。それと消防署とよく協議をして進めて参りますが、総合防災訓練費として181万3,000円ほど計上をさせていただいております。

それと92ページでございます。92ページ13款諸支出金1項の普通財産取得費1目の普通財産取得費でございますが、これの23節の償還金利子及び割引料でございますが、これは八千代町の土地取得に係る償還金でございます。9,460万ほど計上させていただいております。以上で総務課の所掌の予算の説明に替えさせていただきます。

桑岡委員長  
垣野内財政課長

垣野内財政課長。

財政課長でございます。財政課が担当いたします予算の概要につきまして、ご説明いたします。

まず歳入でございますが、14ページをお開きいただきたいと思います。地方譲与税でございますが、所得譲与税といたしまして5,764万4,000円計上させていただいております。これは三位一体の財政改革に伴います新規に計上させていただいたものでございます。

続きまして、項2の自動車重量譲与税でございますが、1億9,234万8,000円計上させていただいております。

続きまして、項3の地方道路譲与税でございますが5,869万円計上させ

ていただいております。

続きまして、款3でございますが、利子割交付金といたしまして2,509万8,000円計上させていただいております。

続きまして、款4でございますが、配当割交付金といたしまして394万7,000円計上しております。こちらにも税源移譲によります新規の計上となっております。

続きまして、5款でございますが、株式等譲渡所得割交付金53万8,000円計上させていただいております。こちらにも新規でございます。

続きまして、地方消費税交付金でございますが、3億2,221万7,000円計上させていただいております。

続きまして、款の7でございますが、ゴルフ場利用税交付金で、こちらが5,750万円計上させていただいております。

続きまして、款8でございますが、自動車取得税交付金で、こちらは1億4,485万9,000円計上させていただいております。

続きまして、地方特例交付金でございますが、1億1,128万3,000円計上させていただいております。

続きまして、款10地方交付税でございますが、普通交付税といたしまして77億2,500万円計上しております。合併後の新しいまちづくりに資するということで包括措置を見込んで1億800万。そして福祉事務所の設置に伴います経費の基準財政需要額を見込んでおりまして4億2,100万見込みましての推計で計上させていただいております。

続きまして、特別交付税でございますが、こちらにも合併包括分2億4,600万円、特別措置分を見込みまして計上させていただきました額が10億3,600万円となっております。合計しまして交付税の方が87億6,100万円計上させていただいております。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございますが702万3,000円計上させていただいております。

続きまして、ちょっと飛びますが22ページ。22ページの国庫支出金、国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金といたしまして合併市町村補助金ということで、合併市町村の一体性の速やかな確立に必要な経費ということで、補助金の計上をさせていただいております。こちらが2,550万円でございます。

続きまして、同様に県の支出金でございますが、25ページをお願いいたします。25ページ県支出金県補助金の総務費県補助金でございますが、こちらの説明覧に総務費関係では下から2番目になっておりますが、合併推進交付金といたしまして4億3,800万円計上させていただいております。合併後の新たなまちづくりを推進するための交付金という合併特例措置でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが30ページをお願いいたします。財産収入でございますが財産運用収入といたしまして基金の利子でございます。利子及び配当金といたしまして15件ございますが、こちらの利子収

入を290万4,000円計上させていただいております。

続きまして、次のページをお願いします。32ページでございます。32ページの繰入金、基金繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金といたしまして8億円計上させていただいております。そして地域福祉基金繰入金といたしまして40万1,000円、そして減債基金繰入金といたしまして1億5,000万円計上させていただいております。

続きまして、33ページの中になります。繰越金でございます。15年度の繰越金を3億円見込んで計上させていただいております。

続きまして37ページをお願いします。款21の市債でございますが、まず総務債といたしまして31億4,770万円計上しております。充当いたします事業につきましては説明覧の方に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。こちらの方で大きなものとしたしましては、地域振興基金の造成に伴います積立金に充当するとして31億3,500万円の起債を予定しております。続きまして民生債でございますが、2億300万円計上しております。こちらの大きなものとしたしましては、社会福祉施設建設事業、向原の特別養護老人ホームの建設費に充当するものとして1億8,200万円計上しております。

続きまして、農林水産業債、こちらが4億2,240万円計上しております。

続きまして、次のページをお願いします。土木債でございますが6億8,140万円計上しております。主に道路橋梁等の新設改良事業に充当いたします。

続きまして、消防債の方で2,410万円計上しております。

続きまして、教育債でございますが2億2,500万円計上しております。こちら主なものとしたしましては、温水プールの建設事業費を予定しております。

続きまして、臨時財政対策債でございますが、10億7,990万円計上しております。

続きまして、減税補填債5億8,660万円計上しております。

続きまして、特別会計繰出債でございますが、特別会計で実施いたします建設事業に過疎辺地債を充当するとしております。過疎辺地債は普通会計債でございますので、一般会計で借り入れて特別会計へ繰り出いたします。こちらの合計が8億6,190万円になっております。

続きまして、上水道債。こちら繰り出しでございますが、上水道で実施します建設事業に繰り出しするものとしたしまして4,830万円計上させていただいております。市債の合計でございますが72億8,030万円となっております。

続きまして、財政課の関係の歳出をご説明いたします。41ページをお願いいたします。総務費総務管理費目の3でございますが、財政管理費でございます。516万6,000円計上させていただいております。大きなものとしたしましては需用費468万5,000円計上させていただいております。こちらは印刷製本費でございますが、旧6町の決算書、そして4件ありま

した一部事務組合の決算書、これは平成15年度の決算書の関係でございます。こちらの印刷製本費、そして16年度、17年度の予算書の印刷を見込んで計上させていただいたものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。基金管理費でございますが33億290万4,000円計上させていただいております。まず財政調整基金をはじめといたしまして15基金、現在ございます基金の預金利子の積立をこちらで実施します。これが290万4,000円でございます。そしてこの説明欄の一番下でございますが、43ページの上の方になりますが、地域振興基金、これの創設に伴います積立金をですね33億円計上させていただいております。

続きまして92ページをお開きいただきたいと思っております。92ページ款12の公債費でございますが、公債費といたしまして元金といたしまして39億7,815万円計上させていただいております。これはこれまで借り入れております起債の償還元金でございます。内訳につきましては地方債の現在高の見込みに関する調書の当該年度中、元金償還見込額という欄をご覧くださいいただければ内訳がわかっていただけたらと思っております。ページは102ページでございます。そして目2の利子でございますが、7億3,600万円計上させていただいております。市債の償還利子といたしまして7億2,900万円、一次借入金の利子といたしまして700万円計上しております。

続きまして、予備費でございますが、予備費といたしまして3,000万円を計上させていただいております。

以上、財政課関係の予算の概要につきまして、ご説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

桑岡委員長  
西本管財課長

西本管財課長。

それでは総務部管財課の所掌いたします事務事業の予算概要についてご説明いたします。議案第37号の一般会計予算でございますが、ページ数で7ページをお開き下さい。債務負担行為でございますが、この4,000万法定外公共物の譲与申請業務委託作成費として4,000万債務負担行為を行っておりますが、これにつきましては地籍調査費の方で説明をしたいと思っております。

それから19ページ、固有財産に関しましては、市全体で行政財産普通財産含めまして869万5,136平方メートルでございます。ヘクタールで言いますと869ヘクタールということになります。行政財産の方が252万3,152平米、建物が25万7,038平米。普通財産におきましては589万2,799平米、建物が2万2,146平米ということでございます。その内普通財産につきましては管財課の方が所掌するということになっておりますので、本庁、支所併せたかたちでの説明をさせていただきます。目の総務使用料、総務管理使用料といたしまして267万2,000円計上いたしました。これにつきましては行政財産の使用料ということで主にNTTと中国電力の電柱使用料等が入っております。

それから24ページ、目の総務費の県補助金。地籍調査事業費補助金3,

237万8,000円計上いたしております。これにつきましては国土調査法による地籍調査の関係でございます、平成16年度に安芸高田市の高宮町原田の一部の3.24キロ平米、それから美土里町の生田の一部0.12キロ平米、併せまして3.36キロ平米を行おうとするものでございます。地籍調査関係につきましては、全体的な事業費で4,329万2,000円でございます、地籍調査費のその内、補助金として3,237万8,000円ということで計上しました。この補助率につきましては10分の7.5が国、県の補助金でございます。

それから続きまして、30ページに財産貸付収入、土地建物の貸付収入がございますが3,867万6,000円、これにつきましては主には八千代町のゴルフ場の土地使用貸借がございますが、これにつきましては2千数百万円ありますが、これについてはトンネル予算でございます、ゴルフ場から直接地元の地権者の方へ渡りようになかたちになって、また歳出の方でも出ておりますが、そういったかたちで膨らんでおります。

それから36ページの雑入でございます。雑入の内、管財課関係が137万3,000円、これにつきましては普通財産貸付に係ります電気料、水道料金等の収入金でございます。

収入金は以上でございます、続いて歳出の方へ移らせていただきます。41ページの目の財産管理費でございます。2億5,255万4,000円、これにつきましては財産管理総務費が6,920万4,000円と、庁舎管理費の1億3,516万2,000円、一般車両管理費の4,818万8,000円でございます。その中で委託料というのがございますが、これらにつきましては庁舎に関わるところの清掃とか保安経費、空調設備等ですね、委託料でございます。

それから地籍調査費がございまして45ページに見ていただきますと、地籍調査費がございまして8,115万円。この中にですね、委託料というのが7,329万2,000円ございます。その内3,000万円がですね、先ほど債務負担行為をおこしましたが、翌債によりまして翌年度債務負担行為でやろうとする事業がございまして、これが法定外公共物の譲与申請の作成事務でございます。単年度でできればと思いましたが、どうも予算の関係で債務負担行為でということになりましたので、2年がかりで法定外公共物の譲与申請を受けようということでございます。それで耕地分につきましては、平成15年までにですね、完了をいたしております。この法定外公共物というのは、道路法とか河川法の適用外ですね、道路、水路というものが法定外公共物になりますが、これの譲与の件がですね、平成12年に地方分権の一括法で市町村に譲与するんだということでございまして、安芸高田市としては耕地分は既に譲与を受ける手続きを完了しておりますが、山林部を全ての全市の山林部をですね、今後受けたいということで、これが7,000万円かかる予定でございます。

以上で管財課の関係の説明を終わらせていただきます。

桑岡委員長

ここで11時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎(宅)委員

委員長。

桑岡委員長

山崎委員。

山崎(宅)委員

山崎です。このことは先日お伺いすべきだったかと思うんですが、去る4月の予算特別委員会におきまして、委員の質疑に対して自治振興部長の答弁であります。行政改革等については行政評価制度並びに人事評価制度など、また定員管理計画など、諸々の総合的な計画を立てて行うべきだという答弁がありました。行政評価につきましては、いろいろと言われておりますが、人事評価のシステムということになりますと、おそらく執行部側から出た発言としては初めてではないかと。私10年ぐらい議員をやっておりますが、初めて聞きました。非常に前向きな積極的な発言だったと高く評価しております。このことについて、市長は田丸部長とは合併協議会以来、長いコンビでありまして、同じご意見かどうかお伺いします。

桑岡委員長

児玉市長。

児玉市長

具体的には今後どのようにしていくかというのは、研究をしていく必要があると思いますが、いずれにしてもそういう評価システムは取り入れていく必要があるというように考えております。

桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

大前委員

委員長。

桑岡委員長

大前委員。

大前委員

はい。1点ほど地籍調査の件でお伺いをいたします。先程来説明をいただいたわけですが、今年度8,115万円の予算が計上されとるわけですが、市長にお伺いいたしますが、やはり安芸高田と一つの市になったわけですが、これ済んでるとこと終了してない、終了したとこと、終了してないところ、差があってはいけないわけですが、今年度ちょっと聞きもらしましたが、3町ぐらい今、調査をするということでございますが、全町的に終了するのをいつ頃を目途に計画を立ててるのか、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

桑岡委員長

児玉市長。

児玉市長

後ほど担当課長の方から状況の説明をさせていただきたいと思いますが、今後の計画については今からまだ具体的な詰めをしていく段階にあるわけですが、いずれにしてもまだ済んでおらないところの地籍調査というのは急ぐ必要があると、このように考えております。現在は向原町と八千代町はもう既に済んでおるわけでございます。現在行っ

ておるところは高宮町と美土里町が実施をしておると、こういうことでございまして、吉田町、甲田町についても途中で中段をしておると、こういうような実態でございまして、これをいつ再開していくかと。いろいろ旧町の時代に課題があつてですね、できなかったということもありますが、そこらの課題を整理してですね、いく必要があるかというように考えておりますが、もうちょっと詳しくは担当課長の方から報告させます。

桑岡委員長 西本管財課長。

西本管財課長 はい。地籍調査のご質問でございまして、地籍の本来の目的というのは地籍の明確化を図るということでございまして。ということで、過去昭和の40年代からですね、各町とも出発したわけでございますが、先ほど市長が申しましたとおり、向原、八千代につきましては完了しております。残り旧4町ですね、旧4町につきましては現在高宮と美土里町が進行中ということになっております。ちなみに旧町での実績を申し上げますと、旧吉田、調査対象面積が81.69キロ平米です。その内、完了が49.2ということで実施率が60%ということでございまして。八千代町が50.60キロ平米、同じく完了でございます。美土里町が102.82キロ平米で、実施率が13%、13.27キロ平米済みであります。高宮町が116.77キロ平米で完了が66.03平米で、実施率が57%、甲田町が88.41キロ平米、完了面積が37.66で55%でございます。向原につきましては76.8キロ平米で、完了が76.8ということで100%済みであるところでございます。それから地籍調査につきましては、平成12年に10ヵ年計画というのを立てております。その中で美土里、高宮につきましては、美土里町につきましては10キロ平米を今後10ヵ年でやりましよう。高宮の場合には40.1キロ平米をやりましようということで、今、県の方には作成をして出しているところでございます。

なるべく全市がですね、完了するように地籍調査を進めたいと思っております。ただ、所有者の方の理解協力がないとこの事業も進みませんので、おいおいにですね、そういったチラシ等も配りながらですね、理解を求めていくようなかたちで進めて行けばというように考えております。以上です。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 はい。ちょっとお聞きするんですが、業務委託、委託業務とか補助金が10%から20%カットするということになっておりますが、この今まで出しとった補助金についての精査ですよね、これからされるということなんですが、私が昔関係しとった補助金を申請する時なんかは簡単な書類をサッと書いて、パッと出したら、3万円なら3万円、10万円なら10万円、すぐでできよったですよ。中身はどういうふうに使ったかという精査はされてなかったわけですよ。ただもらうだけの申請をさ

れると。今回でも多額の全体金額がどれくらいになるのか、ちょっとまだあれしてないんですが、そういう中身の調査ですね、今までどうだったのか。それからそこまで踏み込んでしっかりと精査されて、10から20カットされるのかというところをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長 はい。予算の編成方針ということでご説明をさせていただいたわけですが、各部の方から要求がありました予算要求に対して、ある程度精査し、尚かつそれを10%ないし20%カットというかたちの中で予算を決定させていただいてるわけでございます。ただ、なぜそういうようなことを実施したのかと言われますと、基本的には山本議員さんのおっしゃいますようにですね、旧町いろいろなかたちの中で補助金なり、委託業務をされてたと思いますが、やはり中の精査が必要だろうと思っております。当然補助団体における実績という方法になっておりますし、やはりある程度そういう補助団体ですね、ある程度の自己負担というものも必要になってくると思っておりますし、そういうところですね、ある程度統一な補助金要綱に基づきまして統一を今回させていただきたいと。ただ、すぐ完全に1年で100%となるとは思っておりませんが、やはりそういう行革の一環の中でですね、職員の意識のレベル、そういうところの観点からですね、スタートをそういう状況をさせていただきたいと。委託業務にいたしましても同様でございます。ただ、指定管理業務にしましてもですね、一応そういう要求額通り100%支出するということでなしにですね、中を精査しながらそういう無駄を省いていくという方法の中で実施をさせていただきたいと。尚かつそういう精査をさせていただいて、必要な財源であればですね、当然出していかないと補助金団体も運営できないという状況にあるのではなかろうかと思っております。基本的には原点に帰った方法でやらせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 精査されてやられるということなんですが、私の知っとる協会とか団体なんかでも、予算が余っとる団体も相当ありますよね。ああいうところにはカットするだけでなく、利用の仕方からそういうところにどういいうんですかね、予算がたくさん余って何十万、何百万残っていくような団体に補助金を出さんにやいけんのか、そういうところもしっかり精査していくわけですね。あるからといって全部カットというわけにはいかないでしょうが、その辺も運営の仕方についてもある程度は補助金を出すんだから行政の補助をしっかりと対応していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長　ご指摘のように、当然そういうこともですね、精査が必要だろうと思います。旧吉田町の場合に平成9年度から平成13年度まで行財政改革懇話会を持たせていただいたですね、例えば5,000円ないし1万円という補助要綱に基づきまして支出していた補助金もございました。ある程度そういう行革の中でもですね、ある程度精査をさせていただいたという経過がございますので、当然旧6町行財政改革の一環の中でですね、どのような角度で行革をやられたかわかりませんが、旧吉田町の場合ですね、そういう補助金的なことはある程度精査をさせていただいたように思っております。当然ご指摘がございますように、行政が出した補助金ですね、使わないで預金になっるとということは、もうこれは矛盾しておりますので、そこらのところについてもよく精査をさせていただいてですね、各部から補助金を支出させていただくのは、当然そういうところの方まで精査をするということがございますので、これは厳格なかたちの中である程度整理をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

桑岡委員長　他に質疑はありませんか。

富田委員　委員長。

桑岡委員長　富田委員。

富田委員　はい。1、2点ほど質問させていただきます。先般地域振興基金の条例がですね、可決されたわけですが、その項目の中の第3条にですね、必要に応じては有価証券にできると、こういう一項目が入ってますよね。わかりますか。その有価証券に替えることができる、その判断とか権限とかですね、リスクを伴う場合もありますよね、国においてもいろいろな問題が起きておりますけども。そういう場合に誰がどうして、どういう判断でその決裁をするかということがですね、位置付けられてるんだらうかということが1点あります。それで数字的にも33億近い金ですから、それを全てをですね、有価証券にということも有り得んと思えますが、例えばそういうような有価証券に替えることができる判断は、例えば額の何パーセントぐらいが投資できるとかですね、何かそのような基準でも考えられてやるんだらうかということ。結果的にリスクを負ったらどうなるんだらうかという不安もあります。そういうことに対する考え方はどのようにお考えになってるかということ、まず聞きたいと思えます。

それと基金に関することですが、この予算書の中におきまして、それぞれの管理費の中で、各項目に対する積立金が載っておりますが、要は、旧町時代から新市に移行する時点ですね、各町からの要するに基金に属する金です。これが全て当初の約束どおりに入ってきたとか、どうかというのは、決算見てみんやあわからんと思いますが、そうかといって16年度の予算を申請、組む場合にですね、おおよその予定が立たないと16年度の予算も、先般ちょっとお話になりましたが、8億近い財調取り崩したとかですね、というような言葉も出たかと思うんですが、じゃ

あ元がどこにどうなったことにおいて、新年度の基礎になつとるんかと。繰り入れられとるこの項目が、それぞれ今回積立金で載っておりますが、基金の項目というのがこれだけの裏にあって、それで基金の裏がなんぼの基金が残つとって、そして現在新年度の16年度をです、財調をなんぼか崩したい話も出とるんですから、その資料的なものはどこでどのように見て判断すればよいかというのがちょっと掴みにくいんですが、その辺がわかれば説明を求めたいと思います。以上です。

桑岡委員長 児玉市長。

児玉市長 有価証券等に預ける判断ということですが、全体の基金をどのように扱うと、こういうこととも関連がしておると思いますんで、実態について、収入役から答弁をしていきたいと思います。基金の状況については、総務部長から答弁します。

桑岡委員長 藤川収入役。

藤川収入役 私の方から公金管理でございますが、富田議員の分は振興基金33億でございますが、当然そういうリスクのある投資というのはですね、決してあってはならないわけでございます。バブル時の高金利でございますと、定期預金等やっておりましたが、現時点ではですね、普通預金でも0.001%でございます。それをかけ算すると100で割るわけですから、1,000万で100円という今、普通預金利息の時代に入っておりますので、当然この基金は、そういう投資的なものには避けてですね、まず元本割れはしないという大原則の中での公金管理をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長 基金の持ち込みという動きでございますけども、16年の3月1日現在で財調基金が11億9,000万。このことは、ある町によっては減債基金等の状況の中で新市になって積み立てということの条件付きということがございますんで、大体基金につきましては13億1,000万ぐらいはですね、財政調整基金の方で持ち込みをいただいとるところでございます。基本的には合併前の標準財政規模は6町併せてですね、127億。大体概ねその1割強のですね、基金は持ち込みをいただいとる状況でございます。ただ、いろいろ町によってはですね、そうした事業に投入するという状況の中で、財調のですね、より大幅な基金を持ち込み、また目的基金等も積み立て、そういう残高をもっておられる旧町村もございますけども、ただ、財調基金だけで整理すると、町によっては足りないというところがございますので、その当時5基金という状況があったんではなからうかと思っております。財政調整基金と地域福祉基金、ふるさと創生基金、ふるさと水と土の保全基金、それと減債基金ということで5つを足したものが大体持ち寄りだろうかという概ねの口頭約束だったんだらうかなと思っております。そういう状況の中で、5基金を足しますと大体20億という状況もございますけども、財調基金で申しますと11億9,000万ということで、概ねそういう合併時にある程度旧町村約束されておる基金につき

ましては、持ち込みをされてるといように判断をしております。お願いいたします。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

山崎委員 委員長。

桑岡委員長 山崎委員。

山崎委員 行政評価の方について、先般甲田会派の今村議員が一般質問を行いました。市長の答弁によりますと、3年ないし5年をかけて研究してこれを実施するというふうなお話でございましたが、何事もやってみなければわからないということもありますが、総務部長に伺いますが、今年度ですね、1係1つ程度の成果目標を掲げて、掲げてという以上は発表するというのでございますが、日時が経過した後にその結果について評価し、これを公表するというふうなお考えはお持ちでないですか。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長 行政評価の基本的な考え方でございますが、所信表明の中で市長さんの方からご説明がございましたように、1分野を捕らえてですね、整理するというのは非常に難しいと思います。この今回の所信の中でも記述させていただいておりますように、やはり行政財政改革の中でですね、そうした事務事業、また財政改革、組織、自治推進の体制、そういうものをまず基本的な骨格を作り上げて、その中で懇話会等作成をさせていただいてですね、懇話会の意見を聞かせてもらいながら、まだまだ行政評価につきましてはですね、行政の職員自らがですね、当然研修を重ねなければならない状況がございます。そういうことも先進の事例もございまして、そういうところも十分参考にさせていただいてですね、まず懇話会と推進本部というものを立ち上げさせていただき、同時に職員の研修ということも併せてさせていただきたいというように思っております。これは総合的な観点の中で進めさせていただきたいと思っております。それと同時に旧今まで町村がやられていたことがですね、本当に行政評価で実施されておったんでは、やられておればですね、即市になってもスムーズにいかうと思っておりますが、旧町村がそれぞれ今までそういうことをされてないものをですね、新たにすぐ今回できるというのはなかなか難しいんではなからうかと思っております。十分今まで旧町村がやられたことを尊重しながら、行革の中へある程度整理をさせていただくということが基本になっていこうと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

川崎委員 委員長。

桑岡委員長 川崎委員。

川崎委員 はい。本年度あるいは来年度へ向けて、向原町に特別養護老人ホームが建設されるということですが、既にこれはこの予算説明等に関しても、市長の方からご説明もいただいております。このことについてちょっとお尋ねするわけでございますが、今年度ですね、工事計画をまずどの程度進めていかれるのかということが1点。そして全体の工期、これが

いつ頃になり、いわゆる開所時期は大体いつ頃を目途にされておられるのかと、こういうことを併せてお伺いいたします。また、国の基準によりまして、ホームのこういう施設においては、いわゆる個室方式であるということも聞いております。こういうことになりますと、当然建設費は増えるということでございまして、それに伴い入所される方のいわゆる負担増に繋がるということが、当然あると思います。せっかく立派な施設ができましたも、入所費が増大したのでは一般の庶民の方がですね、この施設を十分利用される状況が難しくなるのではないかとということも懸念されるわけですが、そこらの点についてひとつご答弁をいただきたいと、このように思います。

桑岡委員長 川崎委員、総務ではちょっとどうですかね。

川崎委員 37ページ、社会福祉建設事業費ですね、このことに関連してということでございます。

桑岡委員長 児玉市長。

児玉市長 詳しくはそれぞれ福祉保健部が対応しておりますので、その担当者がおられませんので、詳細の答弁はできないと思いますが、この今建設を計画しております特老については、小野参事が特老プロジェクトチームのキャップということで、今総合的な指揮をしておりますので、小野参事の方からお答えをいたします。

桑岡委員長 小野参事。

小野参事 失礼します。まず特養でございますが、先ほどご指摘がありましたように、一応工期は本年度と来年度、2カ年を予定させていただいております。予算の方でいきますと、債務負担の方で来年度の予定を組まさせていただきます。

7ページを見ていただきますか。7ページの債務負担行為の中の3行目の方で、特別養護老人ホーム建設事業、平成16年度から17年度ということで9億4,075万円の予算を計上いたしているところでございます。それと個別方式あるいはホテルコスト、この辺の関係につきましては、市長の方から一般質問等でお答えさせていただいておりますように、現在約11億若干被る状況でございますが、このホテルコスト等の入居の問題がございまして、ご指摘のように、再度基本的事項は変えないというかたちで再度見直しをさせていただいているところでございます。これをもちまして、県の方へ再度今から協議という段階へ現在来させていただいております。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 最初の説明資料であるわけですが、今朝の私が見ました読売新聞で県知事とか市長とか県会議員の所得が載っておりましたが、小さい数字は忘れたんですが、ここに人件費として特別職3名で約なんぼでしたかね、1,800万ぐらいでしたかね。じゃあなしに一人が約1,600万ぐらいになる

うかと思えます。全体で行きますとここに書いてありますように47億5,800万円、全体に対する割合が18.5%でございます。財政難、財政難という中で、人件費についてはこのまま多額の金額が載ってるわけですが、この財政難の中において、各町では過去3年ぐらい毎年人件費は1%か2%か下がってきておりますが、これをこの財政難の折り、新市になったちょうどタイミングのいい時に、人件費について引き下げるとかというような考えはあるかないか、ちょっと聞かせて下さい。人件費について、これから考える余地があるかないか。全体についてですね。行革の中でそういうあれは予定計画があるかないか、聞かせていただきたいと思えます。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長 資料の中でもまず説明させていただきましたように、義務的経費の中でウェイトしますのがやはりどうしても人件費、また公債費等のどうしても必要な財源のひとつでございます。今後、3月1日に合併させていただき、旧町村のそういう状況のものをですね、今回そうしたスタートをさせていただくわけでございます。先日もご説明させていただきましたように、臨時職員が非常に増額になっておるといのは、旧今まではですね、非常勤嘱託ということでボーナス等を出された町もあるということです。そういうことで非常勤嘱託とすればずっとそれは1年以上の雇用ができるわけですね。臨時雇用にすれば1年間以上雇用できないということになります。だから今回非常勤嘱託であったものを臨時職員に全員しておりますのは、この1年ですね、どのような方法で雇用体系をとっていくかということが我々今課題を持っております。ただし、非常勤嘱託で八千代町の場合は給食センター等は職員が正規の職員がいないわけです。当然それは非常勤嘱託という制度でやはり責任もございまして、そういうところについては、非常勤嘱託を置いておりますけど、あとの保育所とか、給食センター、そういうところについてはですね、正規の職員がおるところについては、全部臨時職員ということで定めております。当然そういうところの人件費の抑制をいかにするかというところは、もう課題を今掲げております。来年度どのようにしていくかというのが一番大きな問題だろうと思えます。ただ、人件費の問題につきましても当然ある程度将来的な削減というものもございまして、定数管理もしていかなくてはなりません。ただ今後、県の分権改革に基づきまず移譲人員も当然この市の中にも入ってくるのではなからうかと思っております。現実に福祉事務所の事務移管ということも多額の事務を下がってきて、それに要する職員もですね、配置をさせていただいております。そういう角度をいろんな角度をですね、整理をしながら今回分権行財政改革の一環の中で、そういう懇話会、また行政の中には推進本部というものを設置させていただいて、先ほど言っておりますように、行政改革の一環の中でですね、事務の見直しとか財政、組織、また職員の給与の関係そういうあらゆる分野を適正な方法で整理ができるようなかたちの

中で、ある程度のそういう組織を通じてのですね、整理をさせていただきたいと思っておりますのでご理解よろしくをお願いします。

桑岡委員長  
杉原委員  
桑岡委員長  
杉原委員

他に質疑はございませんか。

委員長。

杉原委員。

3、4点ほどお尋ねしてみたいと思います。41ページの財産管理費の中で一般車両管理費とありますが、新市になりましてですね、様々なこともあるかと思いますが、公用車あたりが要らなくなったとか、というようなこともあろうと思います。そういったことですね、言うまでもないんですが、整理をですね、される必要もあろうと思います。経費節約のためには、そういったことも早くですね、整理をされなくてはならないと思います。

45ページの地籍調査費でございますが、上がっておりますが、説明聞きます中で、全市の山林分野の調査を始めると聞いとるんですが、これはどこの地域からいつ頃からやっていかれるんか、お尋ねします。大変これは重要なことだと思います。

それと79ページの消防施設費が上がっておりますが、このことを立て替えをされるように聞いておりますが、現在ですね、この消防のことにおきまして、火事がおきましたら初期消火が一番大事になってくると思います。そうした時に各町ともいろいろ努力をされて水道の整備等も含めてですね、防火水槽の役割を果たすものをですね、設けておられるところと、ないところもありますね。そうした時にですね、まだまだですね、初期消火の備えができておらんということがあられるわけです。そのことをですね、年次計画をどのようにしておられるのか、今後どうしていかれるのか、そういうことをですね、お尋ねします。

それとですね、92ページの普通財産取得費の中でですね、八千代町の土地を購入すると9,460万1,000円上がっておりますが、何の目的でどういうふうなものに使われるのかですね、説明をいただきたいと思います。

桑岡委員長  
西本管財課長

西本管財課長。

ご質問の中で公用車の問題がございました。現在市の方では全体で166台ございます。この公用自動車につきましては効率的な稼働していただくというのが前提であろうと思います。ということで、順次ですね、老朽化した車もございますし、廃車して参りたいというように考えております。それと併せて車の稼働率の方も控除できるようなですね、かたちにもっていくということで、現在管財課では集中管理ということで、10数台ございますが、そういった集中管理とそれから所属の課にですね、配分した車もございますが、なるべくそういった集中管理になれるようにですね、努力していきたいというように思っております。

それから地籍調査費のですね、山林部ということになっておりますが、地籍調査費の中で先ほどもご説明させていただきましたように、委託料の中に国土調査による地籍調査と、それから法定外公共物の譲与の申請

の業務委託が2つが入ってございますし、先ほど杉原委員さんのご説明では法定外公共物の山林部の譲与申請のことと思いますが、なるべく今年度中には終わらせたいというような気持ちでございます。というのがですね、17年の3月までに譲与を受けなくてはですね、それ以降の譲与につきましては国の方へ直接申請をしなくちゃならないということで、今までは県を経由して中国財務局の方で申請ができておりましたが、来年の17年の3月からはですね、国の方へ直接せんにゃいけんということになりますので、そういったかたちで市としても譲与を受けようということにしたようなことでございます。それからこれの譲与につきましては、実際に現地で調査するというよりかですね、元々あります旧土地台帳付属地図の中の内ですね、赤線青線といった色を塗ってあるところの道路をまずいただくということで、申請を出させていただくということ、いうように思います。以上でございます。

桑岡委員長  
高杉総務課長

高杉総務課長。

はい、総務課長です。まず消防の初期消火に備える施設の整備ということでございますが、消防団の業務そのものにつきましては消防署の予防課の方で担当ということになっておりますが、旧町それぞれ防火水槽ひとつにしましても、いろいろ設置する基準に基づきまして、必要な箇所等は調査をされて順次整備されてきております。それと併せましてですね、水道の建設等も併せましてその火事等の初期消火には当たっていくようなかたちでの対応をしております。これも各町それぞれ持ち寄った部分につきまして、もう一度全体の中での緊急度合いの高いもの等を含めまして、準備、整備をして参る計画でございます。特に甲田、吉田、八千代につきましては水源立地の事業等を使っての事業ができますから、それを利用しての防火水槽を使っての整備をしていきたいと考えております。それともう一点、償還金の利子の支払いで八千代町の土地の購入の件でございますが、これは具体的に八千代町が土師ダム周辺の活性化というふうなかたちのなかで、土地を取得されたものでございます。それを購入した部分の償還がそれぞれあります。平成の22年まで計画償還の時期となっております。これは具体的にはテニスコートでありますとか、土師ダムの公園広場でありますとか、ダム周辺の用地の取得等でございます。以上です。

桑岡委員長  
長岡委員  
桑岡委員長  
長岡委員

他に質疑はございませんか。

委員長。

長岡委員。

はい。1、2点ほどお願いをしたいと思いますが、冒頭、総務部長さんからいろいろ説明がございましたが、起債についてでございますが、旧町単位の起債残高等々も数字をあげられて言われましたけども、総体の390億特別会計併せて480というようなことの中で、いろいろ説明もあつたわけですが、たつて言いますと、旧高宮町の起債残高が約100億からのお話もございます。人口割りにして200何万がかかっておるといってお話

も聞きました。それから社会資本あるいは町民のための整備をそれなりにしてあるだろうという評価も説明がありました。そういう中で郡内いろいろ見るときに、それぞれ一人割合に対する起債の額はバラバラであります。やはり僕が言いたいのは起債の中身について、過疎債であるとか辺地債、そういう有利な起債の中身の評価といいますか、それは総務部長さんも交付金に跳ね返ってそこらは返ってくる、ということも言われましたけども、やはりそこらのことがですね、今後へそういうものが公表であったり、引っ張られることがないと思いますけども、ひとつそういうものですね、実質総務部長が数字を見られとるんですから、それは当然結構ですし、公表されてもいいと思いますが、市民にそういうものが出てきますとですね、全部が全部わかってないということが多いと思うんですよ。ですから、ひっくり返せば一般質問でもありましたように、支所機能の充実であるとか、やはり山間部の問題、道路の問題、いろんな問題、課題は出ておりましたが、そういうものへも響いてくると思うんですよ、やっぱり。そこらのこというのをもう少し配慮をして表現をいただきたい。だったらそういう起債の残高、持ち込みが実際はいじやあ真水で払う金額をなんぼ払えば90何億の起債が実際真水とすれば、新市でこれだけ払えば済むんだというような数字まで出してもらわないとですね、やっぱりわからん人はわからんですよ。ただ、借金が多いいんだと。1人あたり200何万借金持ってきたぞというような表現が出ますとですね、少ないところは少ない。先ほど話をされたように。ですからそこらが格差が出たらね、大変だと思うんですよ。ひとつその点のご理解をいただきたいということと、併せて市の全体の起債の残高に対する真水がどれだけ要るんだ、交付金が要は何年かかってこれくらい入ってくるんだ、いうところもですね、もし、市の広報とかいろんなかたちですね、出てきたら大変だろうと思うんですよ。そののここをひとつよろしくお願いしたいということと、もう1点、支所機能の充実ということで、合併協、あるいはいろんなかたちでは話が出ておりますが、今おられます支所長さんの権限といいますかね、こうして予算委員会すべての定例議会、支所長さんが出ておられますけども、そこらがお帰りになって町民がそれぞれ支所にいろんなことを相談、あるいはお願い等々が出てくると思います。そこらの権限といいますか、新市の分庁と支所長とのそこらの問題といいますか、整理の仕方、町民へ答える、どこらまでの権限があって、ただ回覧板持って歩くようなひとつの役割になっておるのか。そこらがちょっとようわからんのです。それでそこらについてお願いを聞いてみたいと思います。

もう1点は、委員長さんからご指摘があるかと思いますが、起債ということの中で話をさせていただきますが、特別会計へ向けての起債を繰り入れるという額も農集である、水道である、それぞれあるわけですが、やはり投資は投資で特別会計で事業を興してやっておられますが、起債は市で当然借りて、繰り入れていくということですが、

私が言いたいのは、歳入がいろいろ総務部長さんのお話の中に、厳しいということもございます。起債ももう4、5年、2020年ぐらいから、また上がってくるだろうというようなことも説明聞いておりますが、例えば集落排水、公共下水、あるいは水道、今からパイプラインどんどん引いていく計画があるようでございますが、やってあるところも加入権の問題、これらが20万、30万、100%加入しての当然、計画でありますし、それに対応すべく供給のバランスも考えての事業費になっておると思うんです。そこらについて、100%の加入促進、推進していただければですね、そこらというのが、随分動くのではなかろうかなというようにも思います。あがあは言いましたが、若い者はおりませんし、戻りゃあしませんし、というようなことで結果的には結構ブレーキがかかった部分があるろうというようにも思うわけでございますが、そこらについてここに権限があるとは思いませんけれども、歳入というひとつのものの考え方の中で、ひとつそこらも余地があるんじゃないかなという気もいたします。

もう1点、私、一般質問でもさせていただきましたが、滞納整理の問題についてもですね、同じく歳入のここに関わってくるものでありますから、やはりプロジェクトを組んでこれに取り組むんだという一つの姿勢が出ておりますので、そこらは定例会の度にそういう経過報告はいただければというような気持ちがありますが、その点についてお伺いをいたします。

新川総務部長  
桑岡委員長  
新川総務部長

委員長。

新川総務部長。

まず起債の残高という状況の表現的なかたちであろうと思いますけども、これは財政上の数値の中で今朝は説明をさせていただいたところでございます。ある程度合併前の状況なりですね、いうことも今までもいろいろな角度で滞納整理の問題とかですね、そういう状況については各町の状況のどうであるかというのも出てきておりますので、財政上の分析というかたちの中で私は説明させていただいておりますので、このことが広報ということについての表現はですね、ありませんし、ただ、あと付け加えをさせていただきますように、やはり旧4町におかれては過疎債の適用ということがございます。全部が全部過疎債ですね、適用されてるといのは私は100%でないと思います。中を分析しますとですね、一般の事業を投入されてですね、事業をされてるわけですから、それで過疎債が全部100%旧町村のそれが全部それじゃあ7掛けの7割がですね、返っておるんかというのは事実でないと思ってます。そういう状況の中、皆様方におかれて公債費に非常に支払残額がですね、大きくなるということの理解をですね、深めていただきたいという状況の中のご説明をさせていただいております。当然交付税の中にはそうした過疎債なり、一般交付金なり、辺地債、そういう臨時財政特例債とかですね、原資補填債とかというものは交付税措置で100%見られておりますし、

当然そういう状況の中は公債費の支払に対する財源というのは交付税でみております。ただ、交付税である程度みておりますけども、市に入ってきた交付税は全体の市の予算の中の交付税でありますので、優先的にですね、財源の確保のためには公債費なり、義務的経費の方に先に充当しておるとい状況が基本でございます。そういうことの中である程度整理をさせていただきたいと思っております。それとこうした予算の関係で支所長さんの権限ということが状況でございますが、支所長さんも本所の部長と同様の300万の権限がございますので、事業等につきましては今後、各部との関連の中でですね、事業実施をしていくような状況になると思っております。それと特別会計の繰出金の問題、当然特別会計ですね、こうした起債を起こすということが会計上できませんので、本債の借り入れにつきましては一般会計の方に借りだしをしてですね、借りおきをして特別会計の方に繰り出しておると。ただこの今回この繰り出しをさせていただいておりますのは、今の過疎債なり、そうした有利な起債のもとでですね、借り受けをさせていただいておりますので、ある程度これは本当7割の財源の中は返ってくるという状況の中で、有利な起債の中で借り受けをしておるとい状況でございます。ただ、そうした特別会計事業の関係が多くなりますと、多くなるだけそうしたある程度の借り入れということが多くなるわけですけど、当然加入促進についてはですね、事業実施の前には推進に対する十分現課におかれては実施していただくということだと思っております。それと同時に今日のそうした社会情勢の中で、今まで計画されたとおりをですね、果たしてそれをするのいいかどうかというのは、また見直しの点も出てくるだろうかなと思っております。事業実施にあたりましては、担当部におかれては精査をしながらですね、見直し等も考えながらあらゆる手段の中でそうした都市機能の整備をしていくのが基本原則であるのではなかろうかなと思っております。

それと、滞納整理につきましても先日来からいろいろお話が出ておりますように、十分この体制は助役を本部長とさせていただいてですね、各部局に分かれて役割分業を取りながら、滞納の一層の努力をするという原点の中で、今年度進ませていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

長岡委員  
桑岡委員長  
長岡委員

委員長。  
長岡委員。

はい。説明をいただきましたが、1、2点、今の滞納の整理につきまして、やろうということについては理解はしておりますが、再度定例会の都度、その状況、そのプロジェクトの一つの活動をですね、やはり報告をいただきたいように思います。併せて支所長さんの権限というお仕事の内容等についていちいち聞こうとは思いませんが、先ほど説明の中で300万というお話があったんですが、我々はその権限、中身、金額はどうかのということじゃあございませんで、市民の皆さんが役

場へ支所へ行かれて、いろいろな問題を提起されますよね、その提起されたものが支所長さんが、わかりました。このことについてはいろいろやれることと、やれんことと、本庁と相談せんにゃあいけんこと、ある思うんですよ。当然それは。しかしそこのところをですね、どのぐらいなところでどうするんか。請負ったが本庁へ行ったらええことにならなっただけというような話じゃあですね、いけませんので、そこらをですね、支所長さんのどういいますかね、各部長さん対等部長さんという中で、尺度、そこらが明快にええことにならんですかね。例えばこのポケットを直してくれやと。それくらいのことならやります。そがあなことにはなりやあせんよと、こっちへ来た場合にですよ、なった時にどうもグツが悪いところがあるんじゃないかのという部分があったりですね、やっぱり支所は市民は支所へ頼る以外ないわけですから、ひとつその点を内部でもう少し検討を加えていただきながら、ひとつ支所長さんが頑張っていただけのように、ひとつよろしくお願いしたいというように思います。その点いかがですか。

桑岡委員長  
児玉市長

児玉市長。  
今、ご指摘の問題は、やはり我々も予想できる問題でありまして、まだ発足して4カ月ぐらいのところでございますので、いろいろケースバイケースによってですね、対応せんにゃあいけん問題が出ると思います。そういうことで本庁と支所長との間の意志の疎通といえますか、そういうものがやはり大事になってくると思います。先ほどのように請負ったが、本庁と相談したらできなんだと、そういうような問題も出てくると思います。300万の範囲内での道路の維持とか修繕とかいう問題については、支所長の権限でやるという方向は出ておりますが、その他のいろんな問題が出てくると思います。そういうことで私はそこらがですね、支所長も自分がもう前の町長の代理というか、町長のような立場で住民に対応するんだと、そういうような意気込みでですね、やってもらって、できるだけもう住民に安心してもらえるような対応。「これははあ、全部本庁へまくりかけてしまえと。わしゃあ知らん」というような対応をされても、また住民が困るんで、ですからやはり第1の窓口は支所長で受けていただくと、こういうことで即決できるものもありましょうし、即決できないものについては即座に本庁と対応する、協議するという、そういうやはり姿勢がですね、あれば本庁も十分それに応えていくということになると思いますんで、互いにそれぞれ所長さん、本庁の対応する部長、そこらがもう少し連携を密にしたらですね、この問題は案外私は早く解決するんじゃないだろうかと、その双方のやる気次第というように私は考えておるわけでございます。私は農協が合併したときに支所長もやった経験もありますが、あの時もやっぱり同じような状況が起こりました。それは支所によってはですね、何もかにも全部本所へ送り込んでしまおうと。「わしゃあ職員じゃけえ、権限はない」と言って対応する所長と、それから元の組合長の代わりじゃけえ、全部自分で受けてで

きるものは即座にやる、できんものはすぐ本庁と協議して解決するという、それぞれがやっぱりそれに対応する本庁の部課長の問題、支所長の意気込みと、そこらが本当に十二分、今発揮されておるだろうかということが、私も心配をしておるわけでありまして、そういう点では本当に双方がやる気になればですね、この問題というのは案外スムーズに解決できるのではなからうかと、このように思いますんで、今後特にこの問題については我々も十分協議をしていきたいと思ひます。

長岡委員 委員長。

桑岡委員長 長岡委員。

長岡委員 しつこいんですが、助役さん、プロジェクトの長ということで聞かせていただいとりますが、滞納整理について、そこらは定例会、きちっと報告できるように約束をいただけますか。

桑岡委員長 増元助役。

増元助役 助役でございます。一般質問等でも市長をはじめお答えをさせていただいておりますとおりでございますして、その指示を受けまして庁舎内に対策本部をとということで思っております。その本部長といたしましては市の姿勢を示すという意味で助役にならせていただくということに思っております。旧町の段階でもそれぞれの町で取り組んで来られました。また旧町で一部事務組合も組織をされ、滞納整理組合、そしてそれは連合に引き継がれ、またそれは、また新市に引き継がれておるということでございますけども、それぞれケースにおきましては非常に困難な作業であると思ひますけれども、債権の確保、あるいは収入の増、あるいは収納率の向上、あるいは納税者の公平感の見地という観点から、これは困難な作業であるけれどもやるべきであろうと。それも市の組織として一体的に組織を上げて取り組むと、こういう姿勢でいきたいと思ひます。当然中間チェックもしながらいくということでございますから、その結果につきましては各定例会に報告をさせていただくということもしなくてはならないというふうにも思っております。よろしくお願ひをいたします。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、以上で総務部所管予算に対する質疑を終了いたします。

ここで、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

続いて、収入役から議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、収入役所管の予算について説明を求めます。

藤川収入役 委員長。  
 桑岡委員長 藤川収入役。  
 藤川収入役 収入役室の会計課の予算説明につきましては、立田会計課長の方から申し上げますので、ひとつよろしくお願いたします。

立田会計課長 委員長。  
 桑岡委員長 立田会計課長。  
 立田会計課長 会計課長です。収入役室会計課の予算について説明いたしますので、よろしくお願いたします。

まず歳入でございますが、予算書の34ページをお開き下さい。20款2項1目1節の市預金利子2万1,000円でございますが、これは収入役口座の預金の利子を計上したものでございます。

それから36ページをお開き下さい。同じく20款5項4目3節の雑入2億866万円の内、会計課分の雑入としまして6万円、これは市指定の請求書の実費頒布分等雑入として見込んだものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の方をご説明いたします。予算書の41ページをお開き下さい。2款1項4目の会計管理費475万5,000円でございますが、この内容につきましては1節の報酬135万円、これは会計事務の中の伝票等の整理、仕分け等の事務をやっていただく非常勤事務員の報酬でございます。9節の旅費29万円につきましては、収入役協議会等の出席のための旅費でございます。11節の需用費144万7,000円につきましては、主なものとしては決算書、口座振替等依頼書の各種帳票の印刷製本費が主なものでございます。12節の役務費162万円につきましては、市税等の収納につきましては各金融機関に支払います手数料でございます。19節負担金補助及び交付金4万8,000円につきましては、広島県都市収入役協議会へ、これは県内の14市で構成するものでございますが、これに支出します負担金が主なものでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。  
 質疑はありませんか。  
 〔質疑なし〕  
 質疑なしと認め、以上で収入役所管の予算に対する質疑を終了いたします。

桑岡委員長 続いて、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、選挙管理委員会事務局所管の予算の説明を求めます。

高杉選管事務局長 委員長。  
 桑岡委員長 高杉選挙管理委員会事務局長。  
 高杉選管事務局長 選挙管理委員会の事務局長をしております、高杉です。それではページ47ページ選挙費についての説明をいたします。2款4項選挙費の1目選挙管理委員会費でございますが、これは3名の選挙管理委員さんの報酬と、そして2名の選挙委員会の職員の人件費でございます。2目の選挙啓

発費104万4,000円でございますが、明るい選挙推進協議会の活動補助金等の明るい選挙の啓発等の経費を計上いたしております。3目の選挙執行費1億1,204万1,000円でございます。これは財源的には県の委託金としまして参議院議員選挙費委託金が3,625万円ほど入っております。これは4月18日に施行しました市長選挙費並びに11月に予定をされております市議会議員選挙費、そして8月1日告示、8月8日選挙の農業委員会委員の選挙費、そして各財産区等の選挙費並びに今回行われております参議院議員の選挙費でございます。

ちなみに今回参議院議員につきます経費でございますが、この1,840万でございますが、これは期日前投票の制度が導入されまして、この6月25日から7月10日までの期間、選挙当日と同じような事務を、それぞれ本所、そして各支所で行っております。立会人、投票管理者等、職員の人件費等も含めましての経費が主なものでございます。開票につきましては、吉田町の運動公園の体育館の方で予定をしておりますが、一応職員と100名の職員を充てるように予定をさせていただいております。以上で、選挙に係ります経費についての説明を終わります。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、以上で選挙管理委員会事務局所管予算に対する質疑を終了いたします。

桑岡委員長 続いて、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、監査委員事務局所管予算、公平委員会事務局所管予算、並びに固定資産評価審査委員会事務局所管予算の説明を求めます。

藤本事務局長 委員長。

桑岡委員長 藤本事務局長

藤本事務局長 はい。失礼させていただきます。まず最初に43ページをお開きいただきたいと思っております。ここに8目公平委員会費でございます。こちらの方から説明させていただきます。この度46万9,000円計上させていただいております。これは3名の委員さんの報酬、これは日額でございます。それと委員さん、職員の旅費、そして需用費、使用料、そして団体への補助金、これは全国公平委員会、県公平委員会でございますが、こちらに方の負担金でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。公平委員会の目ではございませんが、この1目に税務総務費というのがあります。この中に固定資産評価審査委員会の委員さんの費用あたりを入れております。まず最初3名の委員さんの報酬、1目16万8,000円でございます。続きまして、とびまして9節旅費でございますが、これは職員、そして3名の委員さんの旅費でございます、27万9,000円、その内の5万4,000円でございます。続きまして11の需用費でございますが、174万9,000円計上させていただいておりますが、この内、固定資産関係でございますが、5万4,000円で

ございますが、これらは追録図書代に充てたいと思います。

続きまして、50ページをお開き願いたいと思います。50ページから51ページにかけて、2款6項監査委員費がございますが、1目がございますが、その中に2名の報酬が監査委員さんの報酬が組んであります。これは識見の委員さんが月約4万7,000円、そして議選の委員さんが3万5,000円月額ということで計82万円を予算計上させていただいております。そして2目以下4目まで3名の職員の人件費でございます。

続きまして、賃金でございますが、1名予算計上させていただいております。9節の旅費、これは委員さん、職員の旅費でございます。そして需用費でございますが、これは意見書の印刷、そして追録代等がここの中へ入っております。使用料、そして負担金、各県の団体で全国の団体の負担金でございます。以上で監査委員と、固定と公平委員会の各行政委員会の予算の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局所管の予算に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時12分 休憩

午後1時14分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

続いて、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、消防本部所管の予算の説明を求めます。

村上消防長。

村上消防長 委員長。失礼をいたします。それでは消防に関する部分の概略のご説明を申し上げます。

歳入につきまして21ページをお開き下さい。13款使用料及び手数料5目の消防手数料といたしまして82万1,000円を計上いたしております。

次に29ページをお開き下さい。15款県支出金6目消防費委託金といたしまして1万円を計上いたしております。

次に30ページをお開き下さい。16款財産収入2目利子及び配当金といたしまして消防施設整備基金及び退職手当基金利子として15万4,000円を計上いたしております。

次、35ページをお開き下さい。20款諸収入1目消防受託事業収入1万4,000円を計上いたしております。

36ページをお開き下さい。20款諸収入4目雑入1節消防団員退職報奨金1,500万円、2節救急支弁金としまして705万7,000円、3節雑入の内、消

防本部関係雑入として1万5,000円を計上いたしております。

それでは歳出について、概略ご説明を申し上げます。78ページをお開き下さい。1項消防費1目常備消防費についてご説明をいたします。総額4億5,380万3,000円を計上いたしております。これは消防職員50人分の人件費及び業務遂行に必要な経費として計上いたしております。内訳といたしましては、一般職員の人件費といたしまして3億9,968万6,000円と、経常経費としての5,411万7,000円でございます。次に2目非常備消防費は1億930万2,000円を計上いたしております。これは消防団員に対する報酬や出動に伴う費用弁償でございます。

以上、簡単ではございますが、概略を説明させていただきました。なお、要点につきましては担当課長よりご説明を申し上げます。

児玉消防総務課長  
桑岡委員長  
児玉消防総務課長

委員長。

児玉総務課長。

はい。失礼いたします。それでは歳入について要点のご説明を申し上げます。21ページをお開き下さい。21ページ13款使用料及び手数料、5目消防手数料でございますが82万1,000円を計上しております。これは危険物許認可事務に伴うものでございます。手数料でございます。消防手数料条例に基づくものでございます。

次、29ページをお開き下さい。15款県支出金6目消防費委託金として1万円を計上しております。これは消防設備士事務委託料で財団法人広島県消防施設管理協会から入るものでございます。

30ページをお開き下さい。16款財産収入2目利子及び配当金といたしまして消防施設整備基金利子として8万9,000円、退職手当基金利子として6万5,000円を計上しております。

35ページをお開き下さい。20款諸収入1目消防受託事業収入1万4,000円でございますが、これは危険物取扱者受験に伴う事務受託の収入でございます。

36ページをお開き下さい。4目雑入1節消防団員退職報奨金といたしまして1,500万円を計上しております。これは消防団員等公務災害補償と共済基金から入るものでございます。2節救急支弁金といたしまして705万7,000円でございますが、これは日本道路公団から入るものでございます。3節雑入の内、消防本部関係雑入として1万5,000円を計上しております。

それでは歳出について要点のご説明を申し上げます。おそれいりませんが78ページをお開き下さい。1目常備消防費の所産総額は4億5,380万3,000円でございます。それでは節ごとのご説明を申し上げます。2節給料2億1,450万1,000円、3節職員手当等1億4,068万1,000円、4節共済費4,450万4,000円は消防職員50人分に係る人件費でございます。7節賃金126万円は臨時職員1名分の賃金でございます。8節報償費の22万5,000円は外来講師等の謝礼金でございます。9節旅費369万7,000円は一般旅費といたしまして221万円と特別旅費といたしまして148万7,000円で、一般旅

費といたしましては、主なるものは救急救命士の気管送還研修及び消防学校の入校に伴う旅費等でございます。特別旅費といたしましては、消防庁下主催の各種会議等への出張代でございます。11節需用費の1,912万2,000円は救急の消耗品他消耗品として約1,000万円、消防車等の燃料代としまして約230万円、庁舎の高熱水費等428万8,000円、印刷製本代として約100万円、修繕費といたしまして約120万円を、その内訳として使わせていただくというものでございます。12節役務費の964万9,000円は通信運搬費といたしまして679万5,000円、車検等の手数料といたしまして201万1,000円、庁舎及び車両の保険代として84万8,000円でございます。13節委託料の815万8,000円につきましては、消防緊急指令装置他、施設の機器保守委託料でございます。14節使用料及び賃借料275万2,000円は、訓練場借地料186万2,000円、各種機器のリース等で89万円をお願いするところでございます。15節工事請負費の104万9,000円は、安芸高田市の旗でございますが、市旗を掲揚するポールを立てる工事としまして66万3,000円、消防無線の取り付け工事としまして8万6,000円、夜間の緊急自動車帰隊時における証明工事をお願いしようとするもので、これが30万円でございます。16節の原材料費の6万3,000円は防火標語等の看板を作成するための材料費でございます。18節備品購入費の346万円は空気呼吸器代といたしまして185万、それに伴います空気ボンベ代といたしまして73万5,000円。自営消防競技大会用の屋内消火栓ボックスを買うということで、これが20万5,000円。火災戦闘などに使います筒先などの代金としまして66万7,000円を計上いたしております。19節負担金補助及び交付金の432万8,000円は救急救命士の養成他研修並びに県防災無線等の負担金でございます。22節は存目でございます。27節公課費35万3,000円につきましては、消防車両の重量税でございます。

続きまして、非常備消防費の要点のご説明を申し上げます。第2目非常備消防費の予算総額は1億930万2,000円を計上いたしております。節についてのご説明を申し上げます。1節報酬の3,169万2,000円でございますが、これは団長以下865名の消防団員の報酬を計上いたしております。次に8節報償費の1,523万8,000円でございますが、これは消防団員の退職報奨金等でございます。9節旅費でございますが3,550万円を計上いたしております。これは団員の出勤手当としての費用弁償費でございます。11節需用費992万1,000円は、団員の貸与品が主なものでございます。次に12節役務費の6万7,000円につきましては、消防音楽隊の障害保険料でございます。14節使用料及び賃借料の79万円は、団員の視察研修時のバスの借り上げ及び高速道路の通行料金でございます。18節備品購入費の21万円につきましては、消防音楽隊の楽器代でございます。次に19節の負担金補助及び交付金の1,588万4,000円は、退職報奨金等の負担金として1,480万9,000円。消防学校入校等、あとは消防学校の入校等の負担金でございます。

以上で、常備消防、及び非常備消防に関する部分の要点の説明を終わ

ります。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 ちょっと細かいことを聞いてみたいと思うんですが、非常備消防費の中で865名という数字がありますが、これは旧町の割合がどのようになっとるかいのがわかりますでしょうか。

それと、八千代は96名ぐらいだったと思うんですが、よその町がまだ人口割的に言えば、よその町で団員が多いところも、人口割りで言えばね、ところがあるんですが、そういう団員の定数というのはどのようにされておるんか、説明して下さい。

村上消防長 委員長。

桑岡委員長 村上消防長。

村上消防長 はい。数字につきましては、担当の課長の方からご説明をさせていただきますが、基本的な考え方につきましてご回答させていただきます。

今のところ消防団員につきましては旧町の消防団員の人数をそのまま引き継ぐというかたちで現在きております。全体的な面積とか人口比とかそういうものに対します団員の適正化につきましては、今のところまだ検討する段階にきてないということで、現状は旧町の消防団員、そのまま引き継いだ定数ということにご理解いただきたい。各旧町の消防団員の定数につきましては担当課長の方から説明させます。

森田防災課長 委員長。

桑岡委員長 森田防災課長。

森田防災課長 失礼します。それでは定数についてご説明します。吉田町9分団の180名、八千代町4分団の91名、美土里町4分団の148名、高宮町7分団の156名、甲田町8分団の148名、向原町5分団の117名、計分団数は37分団の865名でございます。以上でございます。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 今、消防長の説明にありましたように、旧町の職員をそのまま引き継ぐと、現状はそのまま引き継いでおると、いわれましたけども、これはこれから検討される予定がおありでしょうか。

村上消防長 委員長。

桑岡委員長 村上消防長。

村上消防長 お答え申し上げます。団長とまだその点につきましての協議は全然してないというのが現状でございます。ただ、合併協議会の段階で消防団の団長6名の方と合併協議会の各担当者の方と協議する段階では消防団の人数については現状のまま引き継ぎ、団運営をしていくというかたちで引き継いでいくというふうに私ども引き継ぎを受けておりますので、現状のところはそのままいかにしていただきたいというふうに考えてお

ります。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

長岡委員 委員長。

桑岡委員長 長岡委員。

長岡委員 ただ今説明をいただきましたが、常備消防費の中でいろいろ50名分のいろいろ説明がありましたが、この前の本会議でもございましたように、同僚議員の方から出ておりましたが、新市における今後の市長並びに総務部長等々の答弁がありましたが、行革というものが今大きく前に出ております。そういう中で、行革委員会、あるいは懇話会等で検討をします。また事業内容、精査、いろいろ補助金も含めてやるという説明が今朝からの委員会でも出ておりますが、ここらについてお考えを聞かせていただきたいというふうに思いますが。

村上消防長 委員長。

桑岡委員長 村上消防長。

村上消防長 お答えをいたします。常備消防に対します行革等に対する取り組みの姿勢についてのご質問だというふうにお受け止めをさせておりますが、安芸高田市の消防の前身であります高田地区消防組合が発足した当初、職員の消防の予算の中心たるものは、どうしても消防の場合は人件費が主になるだろうという考えのもとに、予算の拡充を少しでも抑えるという意味もございますと同時に、職員の年齢構成のバランスを考えなきゃいけないということの中で、定数の確定をその時点ではしなかったというふうに聞いております。必要に応じながら全体的なバランスをみながら定数改正をしていき、消防の体制づくりをしていこうとかたちのなかで、高田消防はつくってきたんだというふうに前任者から引き継ぎを受けております。そういう中で現在消防としての定数は、50名というふうにうたわさせていただいておりますし、条例で議決をいただいております。その内訳は消防吏員が48名、その他の職員として2名、この2名につきましては新たに消防の仕事に職務となりました、消防団事務、また地水利等の管理事務をしていくための職員ということで、今回2名の増員をいただきました。現在50名の職員数をもって業務を遂行しておりますが、近隣の似通った消防本部と比較いたしましても職員数につきましては少なくとも多くはないというふうに私ども思っておりますし、ぎりぎりといいますか、少数精鋭の中で、現在まで運営して参っておりますというふうに思っております。ただ職務内容等を今後は検討しながら削減できるものにつきましては削減をしていかなければいけないということも思っておりますけども、消防の近年求められておる業務内容は、年々増えて参っておりますので、その業務内容等、比例をして見ていきますときには、職員は今のところ適正な職員を確保しておるというふうに思っております。全体的には業務内容と職員のバランスというものを考えながら、行政改革の中では取り組んでいくものにつきましては取り組んで行かなければならないと、このように思っております。以上でござい

ます。

桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、消防本部所管予算に対する質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

続いて、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算の内、議会事務局所管予算の説明を求めます。

増本事務局長

委員長。

桑岡委員長

増本事務局長。

増本事務局長

失礼いたします、議会事務局の予算につきましては、光下事務局次長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

光下事務局次長

委員長。

桑岡委員長

光下事務局次長。

光下事務局次長

それでは議会関係予算についてご説明をさせていただきます。

予算書39ページをお願いします。本年度歳出予算2億8,863万8,000円を計上させていただいております。歳出予算の主なものは議員報酬2億2,177万4,000円一般職員人件費4,647万2,000円は職員6名のものがございます。7節賃金は議会事務局補助をいただいております臨時職員の賃金でございます。9節旅費につきましては539万円は費用弁償、委員会等の費用弁償等でございます。10節交際費は200万円でございます。11節需用費397万円は、議会広報印刷製本、図書に加除代が主なものがございます。13節委託料395万4,000円は会議録作成業務委託料を見込んでおります。14節使用料及び賃借料50万円は、委員研修、市内視察研修時等におきますバス借り上げ料等が主なものがございます。18節備品につきましては、会議に使用しますビデオ撮影装置等がございます。19節負担金補助及び交付金258万4,000円は、議員弔慰金負担金175万2,000円が主なものがございます。以上で説明を終わらせていただきます。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

富田委員

委員長。

桑岡委員長

富田委員。

富田委員

議会のことでございますので、質疑がなしで通るんだと思うんですが、ちょっとですね、確認したいんですが、特に人配関係でいろいろ一般質問に出ましたように、定数問題とか云々とかいろいろ出ております、これからの課題だと思うんですが、特に議会の構成の流れの中ではですね、今76名の定数ということで在任特例が11月末まで進行中ですよ。これ

に対する事務局体制も当然一緒だと思いますね。じゃあ11月の末を迎えて新しいかたちになりますと、定数22名の体制でいきますよね。そうしたかたちの中で現在の7名、今7名ですか、そういう人配のね、構成の見直しをするというようなことが、行革の中でも出てきますが、そういうことに関してどのような考え方をね、どのようにお持ちかということについて1点だけご質問いたします。

桑岡委員長  
児玉市長

児玉市長。私から答弁ですか。市全体の行政改革の中での議会事務局の考え方と、こういうことであろうかと思いますが、お説のとおり11月から22人に定数が減るということでございまして、その人員が減ったことに対する対応というのは、今までよりかやはり少なくて済むんじゃないかというように思いますが、議会としての対応というのは人員が減っても増えてもやらにゃあいけんものは採用せにゃあいけんということでございまして、状況を見ながら合理化をしていくという方向ではないかと思いますが、まだその点は検討しておりません。

桑岡委員長  
大前委員  
桑岡委員長  
大前委員

他に質疑はありませんか。委員長。大前委員。ないようですんで1点ほどお伺いをいたします。節の10の交際費でございまして、旧町ではですね、議長交際費がこれよりちょっと少ないくらいでございましたが、6町集まってこの程度で果たして近隣関係、また行事も多いわけでございますが、十分なかどうか、お伺いしたいと思います。

増本事務局長  
桑岡委員長  
増本事務局長

委員長。増本事務局長。はい。交際費が適正であるかどうかというご質問でございまして、旧町の6町のそれぞれのものを集めるとかなりの金額になることがありました。それで近隣の三次市でもご存知のように300万というような押さえられ方もございました。現在の経済情勢等鑑みて、200万で執行していくのが望ましいであろうというようなことで予算計上させていただいたところでございます。以上でございます。

桑岡委員長

他に質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認め、議会事務局所管予算に対する質疑を終了いたします。これをもって質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午後1時43分 休憩  
午後1時47分 再開  
~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

桑岡委員長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

桑岡委員長 これより議案第37号を挙手によって採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第37号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査小委員会として総務常任委員会に審査委託されました議案の審査は全部終了いたします。

なお、委員長報告の作成につきましては、私にご一任をお願いいたします。

桑岡委員長 続いて、地方分権を確立するための真の三位一体の改革の実現を求める意見書について、お諮りします。

この件につきましては、総務常任委員会で審査することになりました。事務局長から説明をさせます。

事務局長。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。増本事務局長。

増本事務局長 申し訳ございません。皆様のお手元の方にお配りをいたしておると思うんですが、地方分権を確立する真の三位一体改革の実現を求める意見書、このことにつきましては先の全国議長会の方でも決議をされ、各市の議会においてこれを決議いただき、意見書として内閣総理大臣他、各主要大臣の方へ送って下さいということも、全国議長会の方から文書が参っております。それを事務局の方で意見書としての体裁を整え、皆様のお手元に配布したような意見書案を作成させていただいたものでございます。これで、提出者をどなたにされ、賛成者を総務常任委員会全員の方になっていただきたいということで、提案をさせていただくものでございます。ご審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。遅くなりまして申し訳ございません。

桑岡委員長 ただ今事務局長が説明いたしました通りです。皆様方のご意見があれば伺います。

富田委員 委員長。

桑岡委員長 富田委員。

富田委員 賛成者ここへ数だけ書いてありますからいいと思うんですが、提出者ですよね、この提出者につきましては委員長なり副委員長でですね、ご両名でですね、ご相談の上でね、どちらかにひとつ、していただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。

桑岡委員長 ただ今、富田委員の方から、提出者については委員長と副委員長が協議の上で決定せいと、こういう意見でございますが、皆様異議ございませんか。

〔異議なし〕

それでは、異議なしということでございますので、後ほど山崎副委員長と協議をいたしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

委員の皆様には、全員賛成者となつていただくことに決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔異議なし〕

ありがとうございました。

桑岡委員長 以上で、総務常任委員会の議事は全部終了いたしました。

以上をもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労でございました。

~~~~~○~~~~~

午後2時00分 閉会